

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を來すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信を除去するために電波の型式及び周波数を変更しようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。

A-2 無線局の予備免許を受けた者から電波法第8条（予備免許）第1項第1号の工事落成の期限（その期限の延長があったときは、その期限）の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣はどうしなければならないか。電波法（第11条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 2 直ちに、工事が落成した旨の届出をするように指示しなければならない。
- 3 総務大臣の指定する期日に電波法第10条（落成後の検査）の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 4 直ちに、工事落成の期限の延長の申請が行われないときは、免許を拒否する旨通知しなければならない。

A-3 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A 又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、B を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。
注1 電波法第24条の2第1項の登録を受けた者をいう。
注2 電波法第24条の13第1項の登録を受けた者をいう。
- ③ ①の規定（注3）に違反して無線設備を運用した者は、C に処する。
注3 電波法第18条（変更検査）第1項の規定をいう。

A	B	C
1 無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

A-4 次の記述は、F 3 E 電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① F 3 E 電波を使用する無線局であって無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの及び船上通信設備を使用するものの送信装置は、無線設備規則第58条に規定する条件のほか、次に定める条件に適合するものでなければならない。
(1) 周波数変調は、毎オクターブ6デシベルのプレエンファシス特性をもつものであること。
(2) 総合歪及び雑音は、1,000ヘルツの周波数によって最大周波数偏移の70%の偏移を行ったとき、その全出力とそれに含まれる不要成分との比が20デシベル以上のものであること。
- ② ①の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直になるものであり、かつ、当該無線局の空中線（移動局のものに限る。）の指向特性は、□Aでなければならない。
- ③ ①の無線局の船上通信設備であって、450MHzを超える470MHz以下の周波数の電波を使用するもの（船舶に設置するものに限る。）の送信空中線は、②によるほか、その高さが航海船橋から3.5メートルを超えるものであってはならない。
- ④ ①の無線通信を行う海岸局の無線設備は、□Bすべての周波数（港務に関する通信のための単信方式に係る周波数で156.8MHz以外のものを除く。）で□Cすることができるものでなければならない。

A	B	C
1 水平面で満足な指向特性を有するもの	その無線局の具備する	同時に受信
2 水平面無指向性	その無線局の具備する	同時に通信
3 水平面無指向性	船舶の航行の安全に関する	同時に受信
4 水平面で満足な指向特性を有するもの	船舶の航行の安全に関する	同時に通信

A-5 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

- ① 次に掲げる通信操作
(1) 無線設備の国内通信のための通信操作
(2) 船舶地球局、□A、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の□Bのための通信操作
(3) 移動局（(2)に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
(4) 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
(5) 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
- ② 次に掲げる無線設備の技術操作
(1) 船舶に施設する空中線電力□C以下の無線設備
(2) 航空機に施設する無線設備
(3) レーダーで(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの
(4) (1)から(3)までに掲げる無線設備以外の無線設備（放送局の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のもの

A	B	C
1 航空局	国際通信	500ワット
2 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信	500ワット
3 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	1キロワット
4 航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	1キロワット

A-6 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
2 無線局の検査の結果について指示を受け、相当な措置をしたときに、その措置の内容を総務大臣に報告すること。
3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A-7 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局又は船舶局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 海岸局又は船舶局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 3 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
 - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うために必要最小のものであること。

A-8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、□A□の間隔において2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□B□の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□C□しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□D□を示すものとする。

	A	B	C	D
1	2分間	3分間	その空中線電力を低減して呼出しを	分で表す概略の待つべき時間
2	5分間以上	5分間	その呼出しを中止	受けている混信の度合い
3	2分間	3分間	その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
4	5分間以上	5分間	その空中線電力を低減して呼出しを	受けている混信の度合い

A-9 次の記述は、航空機局等の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の□A□に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、□B□ことができる。
- ③ 航空機局は、□C□と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、□C□から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

	A	B	C
1	航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	航空局
2	航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	航空局又は他の航空機局
3	航行中及び航行の準備中	運用の停止を命ずる	航空局又は他の航空機局
4	航行中	運用の停止を命ずる	航空局

A-10 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、□A、かつ、□Bに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-11 次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置として、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A-12 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ次の(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□Aを行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 □B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 □C

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いで無線電話を使用する場合

J3E電波 2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波 □D

(3) 無線電話を使用する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)

A3E電波 27,524kHz若しくはF3E電波 □D又は通常使用する呼出電波

A	B	C	D
1 遭難通信	2,182 kHz	156.75 MHz	156.65 MHz
2 遭難通信	2,187.5 kHz	156.525 MHz	156.8 MHz
3 遭難通信又は緊急通信	2,182 kHz	156.525 MHz	156.8 MHz
4 遭難通信又は緊急通信	2,187.5 kHz	156.75 MHz	156.65 MHz

A-13 次の記述は、安全通報の告知等について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① □A を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全通報の告知は、総務省令（電波法施行規則第36条の2第3項第1号 別図第10号）で定める方法により行うものとする。
- ③ ①により安全通報の告知を行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- (1) 狹帯域直接印刷電信装置による場合にあっては、「SECURITE」
- (2) 無線電話による場合にあっては、「セキュリテ」又は「□B」の3回の反復
- ④ 狹帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に □C を前置しなければならない。

A	B	C
1 狹帯域直接印刷電信装置	警報	関係する相手局の識別表示
2 デジタル選択呼出装置	安全	関係する相手局の識別表示
3 狹帯域直接印刷電信装置	安全	自局の識別表示
4 デジタル選択呼出装置	警報	自局の識別表示

A-14 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に □A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に □B なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに □C しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の □A を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- ⑤ ①によって臨時に □A を命ぜられた無線局を運用した者は、□D 懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 電波の発射の停止	電波を試験的に発射させ	①の電波の発射の停止を解除	1年以下の
2 電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の運用の停止を解除	2年以下の
3 無線局の運用の停止	電波を試験的に発射させ	①の運用の停止を解除	2年以下の
4 無線局の運用の停止	電波の質の測定結果を報告させ	①の電波の発射の停止を解除	1年以下の

A-15 無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。
- 2 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損したため免許状の再交付を申請しようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならず、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄するとともに、総務大臣又は総合通信局長にその旨報告しなければならない。

A-16 無線業務日誌に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならぬ事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- 2 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
- 3 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 4 通信のたびごとに通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、使用した空中線電力並びに相手局から通知を受けた事項の概要

A-17 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、□A□における人命の安全に関するすべての電気通信並びに□B□に関する□C□に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B	C
1 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての電気通信
2 異なる国相互間	国際赤十字活動	特別に緊急な電気通信
3 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な電気通信
4 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	すべての電気通信

A-18 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、□A□、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、□B□の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な□C□で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の□D□及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の□D□は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C	D
1 長時間の伝送	識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 長時間の伝送	無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	位置
3 不要な伝送	無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	無線設備
4 不要な伝送	識別表示のない信号	最小限の電力	位置

A-19 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（ただし、無線通信規則に別に定める規定を参照）。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参考の方法により記載していなければならない。
- 4 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。

A-20 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が A にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報とは、地上の無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使った B 又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、C にその遭難警報の内容を通報する。

A	B	C
1 重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者
2 危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者
3 重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部
4 危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救難調整本部

B-1 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 実験等無線局
- イ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- ウ 海岸局又は航空局であつて電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- エ 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）
- オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

B-2 無線設備を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定において定めるところに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- イ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- ウ 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- エ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B-3 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則としてこの規定に定める事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- イ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- ウ 海上移動業務における通信においては、暗語を使用してはならない。
- エ 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- オ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B-4 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に □ ア 電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聽守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聽守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 □ イ 」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 □ イ 」の連続及び自局の呼出名称の送信は、
□ ウ を超えてはならない。
- (1) □ エ 3回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聽守を行い、□ オ を確かめなければならない。

- | | | | |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 1 各局 | 2 10秒間 | 3 自局の発射しようとする | 4 ただいま試験中 |
| 5 30秒間 | 6 試験電波発射中 | 7 他の通信に混信を与えないこと | 8 本日は晴天なり |
| 9 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する | | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか | |

B-5 次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- ウ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）に規定する非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
- エ 総務大臣が無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めて、免許人に対し無線局に関し報告を求めたとき。
- オ 電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。